保育料の算定に使う市民税所得割額の目安

令和５年１月１日、川崎市に住民登録があり、国内の給与収入のみの方の場合（それ以外の方は計算が異なる場合があります）

職場から５～６月に配布される

「令和５年度　給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を御用意ください。

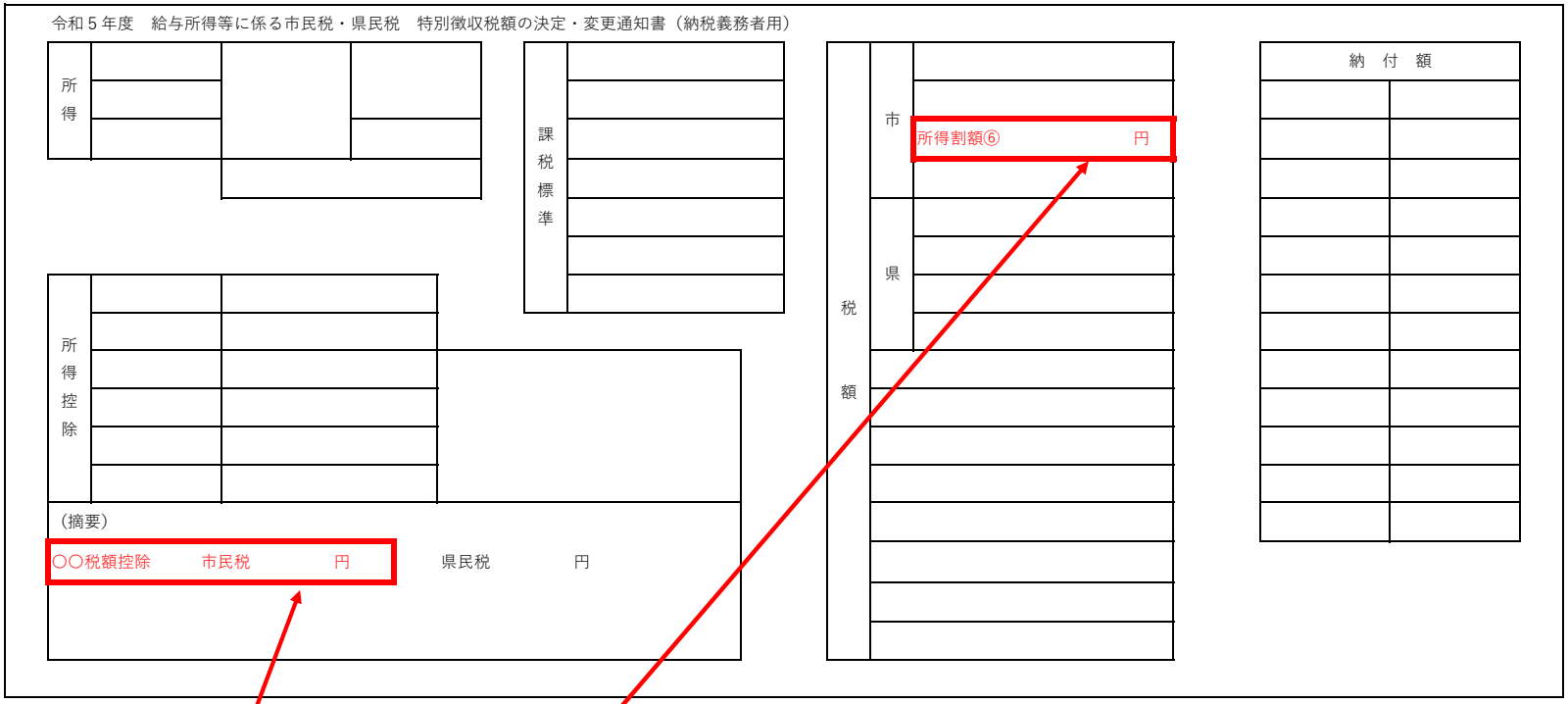

（　税額控除　市民税　＋　市　所得割額⑥　）×　０．７５　＝　保育料算定に使う税額

父母それぞれ計算し、合算した金額で保育料を決定します。

例　令和５年度（令和４年１月～１２月分）の税額は、令和５年９月～令和６年８月までの保育料を決定するのに使用します。